

(論文内容の要旨)

本論文は、権力分立の一断面としての立法手続に着目し、この手続準則を多く定め、政府提出法案の提出手続に関しても準則を定めているフランス憲法の知見を活かして新たな解釈論を提示し、従来の「立法手続と司法審査」という問題領域を再構成しようとするものである。

本論文は、コンセイユ・デタへの諮問手続を検討する第1部、閣議決定の問題を取り扱う第2部、内閣修正案の提出手続を論ずる第3部、そして日本における内閣提出法案及び内閣修正手続に対する司法審査の可能性を検討する第4部という四部構成をとっている。

第1部「政府提出法律案の諮問手続——その憲法的位置付け」は、政府提出法律案のコンセイユ・デタへの諮問手続に関する2003年憲法院判決の検討を主眼とするが、その判決の意味を探るために、まず、フランス公法におけるコンセイユ・デタ意見の位置づけを明らかにし、憲法適合性、法適合性及び時宜性を考慮して表明されること、単に諮問的価値しか有せず、政府を拘束しないこと、また、政府のみに宛てられ公表されないことなどを指摘する(第1章)。そして、コンセイユ・デタ判例に見られる「共同行為者理論」——コンセイユ・デタは命令制定において政府との共同行為者であるとする考え方——について詳細に検討した後(第2章)、2003年憲法院判決は、コンセイユ・デタ判例を踏襲するものではなく、すべての政府提出法案についての政府への意見付与者として捉えていると結論づける。

第2部「政府提出法律案の閣議決定と閣議運営方法」は、まず、フランス公法における閣議について、その運用・権能・決定方法などを検討し、閣議決定はフランス公法上の執行的決定を構成しないことを明らかにした後(第1章)、政府提出法案を閣議決定する際の運営方法に対する憲法院の統制を検討し、政府提出法案についての閣議決定に対する裁判的統制は、執行府の自律権を尊重した最小限度のものにすぎないと結論づける(第2章)。

第3部は、「内閣修正案の手続的規律」を検討する。すなわち、フランス憲法44条は、内閣に修正案提出権(修正権)を付与しているが、39条の政府提出法案の提出手続とは異なり、内閣修正案の提出手続について何ら定めていない。そこで内閣修正案は、39条の手続が課せられるのか、また、どのような独自の手続的規律に服するのかが問題とするが、こうした内閣修正案の提出手続に対する憲法院の統制のあり方を検討するのが、第3部である。ここでは、まず、フランス憲法史における法案修正権の憲法的位置づけとその提出手続を明らかにした後(第1章)、現行憲法において憲法院が修正案の提出手続をどのように統制しているかを同院判例に即して検討し、憲法院は、当初、合同同数委員会後の内閣修正案を統制するため、また、内閣による修正案の手続的濫用を回避するために、「内在する限界」という曖昧な基準を作り出したが、やがてその「内在する限界」を放棄し、代わって両議院で可決された文言は修正しえないとする「漏斗準則」及び法律案の目的との関連性を要求する「目的との関連性準則」

を用いることにより、内閣による修正案の手続的濫用を防ごうとしていると結論付ける（第2章）。

第4部「日本における法律案提出手続と手続統制——「立法手続と司法審査」の問題の再構成」は、フランス法の検討から得られた知見を活かして、日本における内閣提出法案の提出手続及び内閣修正手続に対する司法審査の可能性を検討し、新たな解釈論を試みるものである。ここでは、まず、従来の憲法学における「立法手続と司法審査」の議論は「議院での審議・議決手続」を前提としていたことを指摘するとともに、いわゆる国民投票法律案不受理訴訟を検討し、「議院での審議・議決手続」は憲法典によって規律されているのに対し、「議員提出法律案の提出手続」は憲法典によって何ら規律されていない以上、より広く議院自律権が認められるべきものと結論付ける（第1章）。

そして、本件不受理訴訟によって提示されるもう一つの課題——議院での審議以前の手続としての内閣提出法案の提出手続の司法審査という問題——を取り上げ、内閣提出法案の提出手続に対する司法審査は可能かという問題を検討して、フランスにおいて憲法院が、憲法典違反だけでなく憲法附属法違反についても立法手続の統制を行っていることに鑑み、日本においても、内閣法や国会法などの憲法附属法によって規定されている内閣提出法案提出手続や内閣修正手続に対する司法審査は可能ではないかと結論する（第2章）。

さらに、憲法附属法所定の内閣提出法案の提出手続を明らかにし、これに対する法制局による審査の法的性質を検討した上で、①内閣は閣議において法制局審査を経た法案に一定の修正を行うことは可能だが、その修正が新しい問題を生み出すときは、改めて法制局の審査を経なければならず、閣議決定での修正が新しい問題を生み出しているにもかかわらず、法制局の新たな審査を経ない場合は立法手続違反との評価を受ける、②閣議決定において要求されるのは内閣総理大臣による主宰のみであって、この総理大臣による主宰は、その押印によって証明され、総理大臣の押印を欠くときは、その成立した法律は立法手続違反とされる、③内閣修正手続について、内閣修正を議院が承諾する基準は国会法や議院規則で何ら定められていないが、フランスの「目的との関連性準則」を参考にすると、議院が「目的との関連性」がないと判断したときは議院は承諾してはならず、これへの違背は立法手続違反とされるなどとして、法案提出手続に関する具体的な憲法解釈論が試論的に提示される（第3章）。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、憲法学上の一つの焦点である「立法手続と司法審査」の関係について、法律案が議会に提出された後の審議・議決手続のみならず、議会提出以前の手続に対する審査可能性をも考慮した視点を取り入れることで、総合的に再検討しようとする意欲的な試みである。

従来 of 学説が、立法手続の合憲性・適法性という問題で念頭に置いてきたのは、警察法改正無効事件で会期延長の議決が争われた如く議院の審議・議決手続であったが、国民投票法案不受理訴訟ではそれ以前の段階である議員による法案提出手続が問題視され、議院審議以前の手続に対する司法審査の可否が議論された。この訴訟は、やはり議院審議以前の段階である内閣提出法案(閣法)の提出手続にも審査が及ぶかという別の問題をも提示するが、その手続は内閣法・内閣法制局設置法で、内閣修正は国会法で定められ、従来、こうした憲法附属法に関する具体的な憲法解釈論は乏しい。

本論文の第一の特長は、こうした問題意識から閣法提出手続への司法審査の可能性をも検討することにより、国会提出の事前・事後の問題を立法手続として統一的に取り扱う視点をもたらし、従来 of 立法手続と司法審査という問題領域を再構成することにある程度成功した点にある。しかも、その際、現行フランス憲法が、立法手続一般に関する準則を多く定め、政府提出法案についても手続準則を定めていること、これにより憲法院は、法律の内容の合憲性だけでなく、その制定手続の合憲性・適法性をも審査することに着目して詳細な検討を行っている。わが学界にフランス憲法院判例の紹介は多いが、立法手続全般との関係を討究した論考は乏しく、本論文は、その意味で有益な比較法的分析を提供するものとして評価でき、ここに第二の特長を見出さう。

もちろん、一方で立法手続を標榜する割には、憲法院又は裁判機関との関係に多くの論述が当てられ、議会内手続の検討や議会側の視点が弱いとの印象を拭いがたい。また、憲法論として必要な実質的議論が少なく、日本法への示唆もわが実定憲法・政治制度との接点が十分論証されていないなど、幾つかの課題や難点を指摘さう。

とはいえ、本論文は、議院の審議・議決段階のみならず、それ以前の段階としての閣法提出手続に対する司法審査の可能性をも探ることを通して、立法手続と司法審査という問題領域に包括的で統一的な視点を提示し、その再構成を試みたことは、高く評価されるべきである。また、本論文が立法手続に着目したのは、立法手続の問題が憲法学におけるより大きな課題である権力分立原理の理解にも大きく関わるからであり、本論文は、権力分立を捉えるための一つの新たな視点をも提示しえたと言えよう。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものと認められる。なお、平成21年2月16日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。